

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年5月17日

和泉市監査委員 船富 康次
和泉市監査委員 松田 義人

令和5年度財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置状況

1 監査報告書 令和6年1月30日付け監査報告第8号

2 監査対象団体 一般財団法人和泉市公共施設管理公社（以下「管理公社」という。）

3 着眼点

令和4年度の出納その他の事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として下記のとおり実施した。

- （1）ガバナンスは、有効に機能しているか。
- （2）市からの指定管理料、委託料及び補助金を財源とする事業は、経済性、効率性、有効性の観点から合理的かつ適切に行われているか。
- （3）会計経理は、適切に行われているか。また、決算諸表等は、法令等に準拠して作成されているか。
- （4）事業の実施方法は、市の施策を推進するにあたって、最適なものが選択されているか。

4 凡 例

本文中で使用する法令等の略称は次のとおりである。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	⇒ 法人法
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則	⇒ 法人法施行規則
地方自治法	⇒ 自治法
地方自治法施行令	⇒ 自治令

5 監査結果に基づく措置状況等

1. 管理公社の組織運営に関する事項

（1）理事会における役員等候補者に係る決議

評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）は、評議員会の決議により選任され、（評議員：法人法第153条第1項第8号、定款第11条第1項、理事及び監事：法人法第63条第1項、第177条、定款第24条第1項）評議員会を招集するためには、理事会の決議によって次の事項を定めなければならない。

＜法人法第181条第1項、法人法施行規則第58条＞

1. 評議員会の日時及び場所
2. 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
3. 評議員会の目的である事項に係る議案の概要

このように、「議案の概要」についても理事会の決議事項とされているが、役員等が評議員会で選任されるためには、その選任が評議員会の議題とされ、具体的な候補者が議案として提案される必要がある。よって、具体的な役員等候補者の氏名等が「議案の概要」に当たり、役員等候補者を決定するのは理事会ということになる。

一方、管理公社における実際の運用を確認したところ、評議員会を招集する理事会の決議において、役員等の選任の議案を上程することは決議しているものの、具体的な役員等候補者については決議していない状況となっていた。

ついては、今後、役員等の選任にあたっては、評議員会の決議に先立って、理事会の決議により、役員等候補者を決定するようにされたい。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

法人法第181条及び法人法施行規則第56条の規定に基づき、役員等の選任にあたっては、理事会で役員候補を示し、決議を得た後、評議員会に決議をいただくよう改めてまいります。

（２）監事の選任議案に係る監事の同意

監事の選任に係る議案を評議員会に提出するためには、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない（法人法第72条第1項、第177条）。

一般的に監事の同意は、現監事に同意書の提出を求めることにより確認する方法をとることが多い。

また、役員等候補者を選出する理事会において、現監事が監事候補者について特に異議を述べることなく議事録に署名した場合の議事録で同意は確認できるものと解されている。

この点、管理公社では、監事が2名設置されているので、2名から同意を受ける必要があるが、現監事からの同意書の提出は受けておらず、また、理事会議事録に監事の署名はあるものの、前述のとおり、具体的な役員等候補者について決議されていないため、現監事の同意が確認できない状況となっている。

ついては、同意書又は議事録のいずれかの方法により、監事の選任に係る議案について、現監事の同意を確認できるようにされたい。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

法人法第72条第1項の規定に基づき、現監事に同意書の提出を求めてまいります。

（３）評議員会議事録の法定記載事項の不備

法人法施行規則第60条第3項第7号の規定に基づき、評議員会の議事録には「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載しなければならない。

管理公社の定款第22条には、「議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名」が議事録に記名押印する旨の規定があるが、議事録への署名は、議事録の法定記載事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」とは異なるものであるため、別途、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を明記しておく必要がある。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

法人法施行規則第60条第3項第7号の規定に基づき、評議員会の議事録を作成するに当たり、議事録の作成を行った者の氏名を明記するよう改めてまいります。

（４）代表理事の職務執行状況報告

理事会の任務は、法人の業務執行の決定と理事に対する職務執行の監督であるが、理事会の構成員である理事がその判断を行うために必要となる情報を提供するため、代表理事及び業務執行理事には、3ヶ月に1回以上（定款で毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めている場合は当該定款で定める回数）、自己の職務の執行状況を理事会に報告する義務が課せられている（法人法第91条第2項、第197条）。

管理公社では、定款第23条第2項において理事長及び副理事長を代表理事として位置づけており、定款第25条第5項において、代表理事の職務執行状況報告の頻度について「4ヶ月を超える間隔で2回以上」と定めている。

なお、定款第23条第3項に規定されている常務理事が同条4項において業務執行理事として位置づけられているが、現在、常務理事は置かれていない。

この点、理事長による職務執行状況報告は所定の頻度で行われていたものの、副理事長による職務執行状況報告が行われていなかった。代表理事の職務執行状況は、代表理事自らがそれぞれ報告する必要があるため、副理事長も理事会において職務執行状況報告を行う必要がある。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

理事会において、理事長の職務執行状況報告を行うにあたり、両代表理事としての職務執行状況を報告するよう改めてまいります。

（５）監事の事業者選定委員への就任

管理公社は、生涯学習センターの指定管理者としての事業を実施するにあたり、文化事業の企画運営等を担う民間事業者を公募プロポーザルにより選定している。

令和3年4月1日以降の現指定管理期間の民間事業者選定に係る公募プロポーザル実施の際の選定委員会の委員構成を確認したところ、管理公社の監事である税理士が含まれていた。

監事は、理事の職務の執行を監査する役割を担う機関である（法人法第99条、第197条、定款第26条第1項）。管理公社の監事である税理士には、監事としての立場ではなく、財務の専門家として選定委員の委嘱をしたものと思われるが、委託先事業者の選定は法人の業務の執行そのものといえ、監事の役割に鑑みると、監事に選定委員を委嘱することは適切でなかった。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

事業者選定委員への委嘱について、指摘事項を踏まえ、今後、監事への委嘱を行わず、財務専門家が必要な場合は、他の候補に委嘱するよう改めてまいります。

2. 管理公社の会計管理に関する事項

（１）総務企画担当における各担当部署保管の現金の確認

管理公社総務部総務企画担当では、各担当部署で保管している現金について、毎月、「現金残高報告書」による報告を受け、各担当部署が作成している現金出納帳と金額が一致することを確認している。

今般の監査において、令和5年3月末の各担当部署の「現金残高報告書」と現金出納帳を照合したところ、コミュニティセンターについて、つり金準備金が現金出納帳による管理の対象外となっており、別途加算しなければ「現金残高報告書」と一致しない状況となっていた。

総務企画担当においては、つり金準備金の残高について、現金出納帳又はそれに代わる資料による報告を求めるべきである。

また、全ての担当部署について、「現金残高報告書」と現金出納帳の残高の一致を確認するだけでなく、総務企画担当において、現金の実在性を確認するための資料と

して、金種表の提出を求め、「現金残高報告書」とともに保管しておくことも検討されたい。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

現金出納帳への記載について、つり銭準備金も含め全て記載するとともに、金種表を作成するなど適正な事務執行に努めてまいります。

3. 管理公社の契約事務に関する事項

(1) 生涯学習センターにおいて実施する事業の財源区分

管理公社が生涯学習センターにおいて実施する事業について、【表3】のとおり、市は、指定管理料、委託料及び補助金に分けて支出していることから、管理公社としては、それぞれの区分に分けて実績報告を行うことが求められる。

【表3】生涯学習センターに関連する市の支出

区分	名称	令和4年度決算額 (千円)
指定管理料	和泉市生涯学習センター管理運営業務 (①)	201,356
補助金	和泉市生涯学習センター文化芸術振興事業 (②)	13,772
	和泉市生涯学習センター事業 (③)	7,335
委託料	いずみ市民大学運営業務 (④)	4,089

このうち、生涯学習センターの指定管理者として実施する業務は、センターの運営（貸館業務等）と施設の維持管理に大別され、管理公社では、前者について株式会社JTBコミュニケーションデザイン（以下「JCD」という。）等に、後者について日東カストディアルサービス株式会社等に第三者委託している（【表4】参照）。

【表4】生涯学習センターにおける主な第三者委託

(単位：千円)

件名	委託先	契約期間	契約金額
生涯学習事業等 業務委託	株式会社JTBコミュニケーションデザイン	令和3年4月 1日から 令和8年3月31日まで	50,727
施設維持管理 業務委託	日東カストディアルサービス株式会社	令和3年7月 1日から 令和8年3月31日まで	401,718

【表4】のうち、管理公社とJCDとの間で締結された生涯学習事業等業務委託契約についてみると、【表5】のとおり、管理公社が指定管理料のほか、補助金や委託料を財源として生涯学習センターで実施する事業についても委託の対象に含まれていた。

【表5】生涯学習センターにおいて管理公社が実施する事業

市⇄管理公社		管理公社⇄JCD	
区分		区分	委託料
指定管理 (①)	貸館業務	施設の貸与等	月額 (*1)
補助金			
文化芸術振興事業 (②)		文化芸術振興事業の企画運営 施設活性化事業の企画運営	月額 (*1)
		技術者派遣・貸出備品	別途 (*2)
生涯学習 センター 事業③)	文化活動支援事業 (カルチャーフェスティバル)	カルチャー教室の企画運営	別途 (*3)
	タブロイド事業 (和泉シティプラザ通信)	施設PR事業の企画運営業務 (和泉シティプラザ通信)	月額 (*1)
委託料			
いずみ市民大学 (④)		いずみ市民大学の企画運営	別途 (*4)
(自主事業)		カルチャー教室・公開講座の 企画運営	別途 (*3)
		技術者派遣・貸出備品	別途 (*2)

(注) ①～④は【表3】に対応している。

*1：月額4,227,300円(税込み)

*2：技術者派遣・備品貸出の実費

*3：受講料収入の80% (円未満切り捨て)

*4：講師謝礼金として1回23,200円

一方、市と管理公社との間の実績報告においては、本委託契約に基づき管理公社がJCDに支払った委託料について、【表6】のとおり取り扱われている。

【表6】JCD委託料の実績精算上の取扱い（令和4年度）

区分	金額（千円）
指定管理料 (①)	80,556
文化振興事業補助金 (②)	—
和泉市生涯学習センター事業補助金 (③)	814
いずみ市民大学委託 (④)	4,196

(注) ①～④は【表3】及び【表5】に対応している。

このように、JCDとの委託契約においては、【表5】のとおり、市からの文化芸術振興事業補助金を充当して実施する事業も対象に含まれているにもかかわらず、市との実績報告においては、【表6】のとおり、文化芸術振興事業補助金の対象経費とされていない。

市において財源を区分している以上、JCDから請求額の内訳について報告を受けるなどして、文化芸術振興事業補助金の対象経費として相応の金額を計上する必要がある。

なお、管理公社が生涯学習センターで実施する事業は財源に関わらず、密接不可分に実施されているものであるからこそ、JCDとの委託契約において、一体的な業務として

位置づけられているものと考えられる。

については、市においても管理公社に対する支出について、財源を区分する意義や目的を改めて検討し、実態に即した見直しを行うことも検討されたい。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

市の関係部局と協議・調整を図り、適正な支出区分に向け検討してまいります。

（２）市との契約における再委託の承諾の遵守状況

① 市関係部署による再委託に関する契約条項の差異

市と管理公社との委託契約書においても、他の民間事業者との契約と同様、再委託の禁止等に関する条項が設けられている。

【表7】は、各部署における契約の再委託の承諾に係る規定の事例を示したものである。いずれの契約においても、再委託を原則として禁止しつつ、市の承諾がある場合には再委託を認める内容の条項が設けられているが、市の承諾にあたり、書面を要する旨が明記されているか否かについて、取扱いが異なる状況が見受けられた。

再委託の承諾に係る意思決定の過程を明確にするため、管理公社による再委託の申請と市による再委託の承諾について、いずれも書面によることとすべきである。

【表7】再委託の禁止等に係る契約条項（事例）

	生涯学習センター	住宅センター	緑化センター	上下水道
契約名	いずみ市民大学	自転車等放置 防止対策	児童遊園 遊具修繕	水道事業啓発
条項番号	第7条第2項	第7条	第7条第1項	第4条第1項
具体的な規定	受託者は、委託者の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。	受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、 <u>書面</u> により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。	・・・第三者への委託又は請負により実施する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。・・・	受注者は、この業務委託の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の <u>書面</u> による承諾を得た場合は、この限りではない。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

契約書に記載する「再委託の承認」については、市の関係部局と協議・調整を図り、書面とするよう改善に向け取り組んでまいります。

② 実際の再委託の承諾の遵守状況

ア) いずみ市民大学（生涯学習センター）

「(1) 生涯学習センターにおいて実施する事業の財源区分」で述べたように、いずみ市民大学の企画運営はJCDへの委託業務の一部となっており、再委託に該当するものと考えられる。

しかし、管理公社から市への実績報告において、JCDへの支払について委託料ではなく、謝金として取り扱い、再委託には該当しないものとしている。

確かに、講師謝金の実費精算という側面もあるが、管理公社が委託契約を基に支払っている以上、市による再委託の承諾を経る必要がある。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

書面により再委託の手続きを行うよう改めてまいります。

イ) 自転車等放置防止対策（住宅センター）

本業務においては、自転車等放置禁止区域の街頭指導業務及び撤去自転車等の返還・管理業務を公益社団法人和泉市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に、放置自転車等撤去・運搬業務を黒鳥運送有限会社に、それぞれ再委託しており、契約条項において、書面による市の承諾が必要とされているが、市による再委託の承諾を受けていない。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

契約条項に基づき、書面により再委託の手続きを行うよう改めてまいります。

ウ) 児童遊園遊具修繕（緑化センター）

本業務の業務委託契約書では、【表7】の規定（第7条第1項）のほか、第7条第3項に次のような規定が置かれている。

【児童遊園の遊具修繕等管理業務委託契約書第7条第3項】

業務を再委託する場合の費用は、1件当たり50万円（消費税等相当額を含む。）未満とする。なお、10万円（消費税等を含む。）を超える修繕等を実施する場合は、事前に発注者に報告の上、承諾を得ること。

このように、契約上、1件当たり50万円以上の再委託を行うことが制限されているが、都市公園以外の市の管理する遊具を対象とした児童遊園遊戯施設安全点検業務の再委託（再委託先：日都産業株式会社、委託額：834,000円）が実施されていた。

令和3年度までは、全ての遊具の点検を2年にわけて行っていたので、1回当たりの委託額が50万円以上となることはなかったが、令和4年度からは毎年行うこととなったことが原因である。

再委託を行うに当たっては、次の業務委託契約書第17条の規定に基づき、第7条第3項に抵触しないよう市と協議する必要がある。

【児童遊園の遊具修繕等管理業務委託契約書第17条】

この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者・受注者双方で協議して定めるものとする。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

業務の再委託については、市と口頭にて協議を行っていましたが、今後は、再委託の手続きは書面とすることを契約書に明記するなど、改善に向け協議・調整を図ってまいります。

エ）水道事業啓発、浄水処理監視（上下水道関連事業部）

【表7】のとおり、水道事業啓発には再委託には市の書面による承諾を要する旨の契約条項があり、浄水処理監視についても同様の規定があるが、管理公社はこれらの契約におけるいずれの再委託についても、書面による承諾を受けていない。

また、契約書第4条第3項において、第16条に基づく書面（暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書）を再委託先から入手し、市に提出することとされている。

しかし、いずれの再委託先からも第16条に基づく書面を入手していなかった。なお、契約書第4条第4項では、再委託先が、和泉市入札参加資格審査申請時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合等にあっては、誓約書の入手は不要とされているが、その場合であっても、不要と判断した理由を文書化する必要がある。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

契約書に基づき、書面により再委託の承認を受けるよう、適正な事務処理を行います。また、第16条に基づく書面を不要とする理由について再委託の届け出書に明記するよう改めてまいります。

（３） 契約事務における「市に準ずる」取扱い

管理公社の財務会計規程第38条には、次のとおり、契約事務について市の例に準じて行う旨の規定が置かれている。

【財務会計規程第38条】

契約については、和泉市長期継続契約に関する条例（平成18年和泉市条例第30号）、和泉市長期継続契約に関する要綱（平成18年12月26日制定）及び和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）第8章の規定の例に準じて行うものとする。

地方自治体の出資法人における契約事務には自治法の規定が適用されないため、地方自治体と同一の取扱いを行うかどうかは、法人のガバナンスに委ねられると考えられるが、管理公社は市の財政的支援に依存する部分が大きく、市に準ずる取扱いを行う意義はあると考える。

ただし、管理公社の組織体制を鑑みると、厳格に市と同一の取扱いとするのは、現実的には困難な面もある。

については、管理公社において既に作成されている「契約事務に関することについて」（令和3年9月1日付）といったマニュアルをさらに精緻化し、正式な事務処理要領として機関決定することなどにより、契約事務における一定のレベルを確保できるよう検討されたい。契約事務において、改善又は検討を要する事項としては、次のようなものがある。

① 随意契約理由の明確化

随意契約理由については、和泉市随意契約ガイドラインをもとに、自治令第167条の2第1項各号のいずれに該当するかについて、決裁文書に明記されているものが多かった。

一方、水道啓発指導業務委託契約（上下水道関連事業部）において再委託された広報紙「和泉市水道だより」作成業務（株式会社水道産業新聞社、1,460,660円）については、決裁文書に、和泉市財務規則第98条1項により随意契約を締結する旨が記載されていたが、この規定は、随意契約を行う場合の見積書の徴収を規定したものであり、随意契約理由については、自治令第167条の2第1項の該当号数を明記することを徹底された

い。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

「和泉市随意契約ガイドライン」及び「地方自治法」等に準じ事務手続きを進めるとともに随意契約を行う場合は、起案文書に自治令第167条の2第1項の該当号数を明記するよう改めてまいります。

② 契約保証金の徴取

管理公社が用いている標準の契約書では、第3条に契約保証金の徴取に係る規定が置かれているが、第5項に「第1項の規定にかかわらず、発注者が認めた場合、同項の保証金を免除することができる。」との規定が置かれており、この規定を根拠として、契約保証金の徴取は免除されている。

この点、契約保証金の免除については、和泉市財務規則第104条に規定され、「市に準ずる」のであれば、免除する場合には、同条のいずれの号に該当するのか、判断した上で行う必要がある。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去2年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、契約の相手方が確実な担保を提供したとき。
- (6) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において契約の相手方が売払代金を即納するとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 本市が土地又は建物を買入れ、又は借り入れる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

例えば、市においては、第3号を適用する場合には、受注者から過去の契約実績を示す他の地方公共団体との契約書等の提出を求めているものと思われるが、管理公社において、そのような厳格な取扱いをすることは困難な面があると思われる。

このため、ある程度の取扱いの弾力化は差し支えないと考えられるが、契約の締結に先立って、和泉市財務規則第104条の該当号数を明記し、決裁を受ける必要がある。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

契約保証金の徴取の有無については、起案文書に和泉市財務規則第104条の該当号数を明記するよう改めてまいります。

（４）シルバー人材センターとの委託契約

管理公社の各部署では、シルバー人材センターとの委託契約が数多く行われている。

シルバー人材センターとの委託契約において、改善又は検討を要する事項としては、次のようなものがある。

① 契約書における再委託の規定

管理公社の各所属では、シルバー人材センターとの委託契約書について、他の民間事業者と同じ契約条項を使用しており、再委託等の禁止について、次のように規定されている。

（再委託等の禁止）

第5条 受注者（シルバー人材センター）は、この履行业務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者（管理公社）の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（注）括弧内は追記。

しかし、管理公社とシルバー人材センター、シルバー人材センターの会員との関係は、管理公社とシルバー人材センターが業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負契約をシルバー人材センターと会員が締結する形態となっている。このような形態は、形式的には一括再委託にあたるが、シルバー人材センターの設置の趣旨を踏まえると、再委託の禁止の例外として、管理公社の承諾も要しないものとするのが相当であり、実務上もそのような取扱いとなっている。

このような取扱いの根拠を明確化するために、シルバー人材センターとの契約書の規定を以下のとおり修正することにより、会員との請負契約は一括再委託の禁止の例外であることを明記しておくなどの対応を検討されたい。

（再委託等の禁止）

第5条 受注者（シルバー人材センター）は、この履行业務の全部又は大部分を一括して第三者（会員は除く。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者（管理公社）の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

契約条項にシルバー会員との請負契約は一括再委託の禁止の例外であることを明記するよう改めてまいります。

② シルバー人材センターとの契約単価の検討の必要性

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の施行や近年の最低賃金の上昇傾向を踏まえ、「シルバー人材センターとの契約等における適正な価格転嫁について」（令和4年1月14日職発0114第3号厚生労働省職業安定局長通知）が発出され、適正な価格設定について、特に留意すべき事項が周知されている。

- 1 センターが会員に対して最低賃金額を下回らない配分金を支払いつつ安定的な事業運営を継続できるよう、インボイス制度の施行を踏まえて必要な予算額を確保し、適正な価格での発注を行うよう配慮いただくこと。
- 2 最低賃金額が年度途中で改定されることを踏まえた必要な予算額を確保しておくことや、配分金単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の規定を予め契約書等に入れることなど、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、センターが会員に最低賃金額を下回らない配分金を支払うことを担保するための対応を、予め講じていただくこと。
- 3 契約等の後において、実際に最低賃金額の改定があった場合には、契約等の金額を変更する必要があるか否かについてセンターに確認した上で、最低賃金引き上げ分の円滑な価格転嫁を図るために、それらの金額を変更するなど、センターが会員に対して最低賃金額を下回らない配分金を支払うことができるよう具体的な対応を講じていただくこと。

令和4年度においては、10月に最低賃金額の改定があったため、管理公社は、シルバー人材センターと締結した労働者派遣契約や自転車等放置防止対策業務（住宅センター）に係る委託契約の契約単価を増額する変更契約を締結している。

一方、都市公園指定管理事業（緑化センター）におけるシルバー人材センターへの再委託においては、最低賃金額を下回っている状況となっていた。

具体的には、都市公園指定管理事業（緑化センター）では、シルバー人材センターに対して再委託した都市公園維持管理業務について、作業時間当たり単価に作業時間に乗じて委託料が算定される仕組みとなっている。作業時間当たり単価については、毎年度、前年の10月1日に改訂される大阪府下で適用される最低賃金を参考とし、翌年の10月1日に改訂される最低賃金の上昇の予想を加味した上、シルバー人材センターと協議をして決定している。令和4年度においては、令和3年10月1日に改訂された最低賃金は992円であったが、これを上回る1,022円が作業時間当たり単価として決定された。しかし、令和4年10月1日に改訂された最低賃金は、1,023円となり、同日から作業時間当たり単価が最低賃金を下回ることとなっている。

なお、令和4年度の作業時間当たり単価は1,022円であるが、これは消費税込の金額である。シルバー人材センターに消費税の負担がある場合、作業時間当たり単価を消費税

抜きの金額とした929円は、令和3年10月1日に改訂された最低賃金である992円を下回ることとなる。（コミュニティセンター指定管理事業においても、シルバー人材センターに窓口受付及び貸館内片付けと施錠業務を再委託しており、年間を通じて同一の単価に抑えている。令和4年10月1日以降、消費税込みでみると、最低賃金を上回っているが、消費税抜きでみると、都市公園維持管理業務と同様、最低賃金を下回っている。）

【表8】 都市公園及びコミュニティセンターにおける作業時間当たり単価

	作業時間当たり単価		最低賃金（大阪府）	
	消費税込み	消費税抜き	R3. 10. 1～	R4. 10. 1～
都市公園	1, 022円	929円	992円	1, 023円
コミュニティセンター	1, 092円	992円		

特に、令和5年10月のインボイス制度導入以降は、経過措置があるものの、シルバー人材センターにおける消費税の納税額の計算上、免税事業者である会員に対する配分金について、仕入税額控除ができなくなるため、委託料収入から配分金を差し引いた段階で損失となる可能性がある。

現在のところ、シルバー人材センターからは特段の要請はないとのことであるが、仮にそのような状況になれば、シルバー人材センターに継続的に業務を再委託することに支障が出ることもなりかねない。

よって、厚生労働省からの通知の趣旨も踏まえ、シルバー人材センターに過度の負担が生じないように、配慮する必要がある。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

委託業務の実施に支障が出ないように、市・市シルバー人材センターと協議し、適正な事務執行に努めてまいります。

（５）その他個別の契約事務に係る事項

① 契約書上、委託料が明示されていないもの

管理公社が締結した【表9】の再委託契約に係る契約書及び仕様書において、委託料の全部又は一部が明示されていない状況となっていた。

【表9】委託料の全部又は一部が明示されていなかった再委託契約

部署	契約名	理由等
生涯学習センター	生涯学習事業等業務委託	技術者派遣業務及び貸出備品の実費について、公募プロポーザルの実施要領には単価の記載があったが、契約書に袋綴じされた仕様書には具体的な金額の記載がない。
住宅センター	放置自転車等撤去・運搬業務委託	委託料は仕様書の8ページに記載されていたが、契約締結のために契約書、仕様書を袋綴じした際、偶数ページが脱漏してしまった。

委託料については、契約書及び仕様書において、漏れなく明示しておく必要がある。

また、放置自転車等撤去・運搬業務委託については、契約書及び仕様書の偶数ページが全て脱漏していることから、委託料以外に関しても契約上、明示しておくべき事項が脱漏している。

今後、契約書を作成するにあたっては、十分に注意されたい。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

契約書の作成に当たっては、チェックリストを作成するとともに複数人で確認を行うなどにより、今後は、明示事項の脱漏がないよう徹底してまいります。

② 委託業務の履行確認が十分とはいえないもの

市営住宅の指定管理業務において、再委託した市営住宅幸団地他6団地消防防災設備点検業務（委託先：株式会社麦の里、委託料：1,331,000円）の成果物である「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」を閲覧したところ、「点検結果総括表」の「非常用警報機器及び設備」の点検結果が「不良」とされているにもかかわらず、不良内容や措置内容が記載されていないものが散見された。

この点、該当する市営住宅について、「非常用警報器具及び設備点検票」を閲覧したが、不良とする記載はなく、「点検結果総括表」の単なる記載誤りであった。

管理公社における履行確認にあたっては、成果物の記載が正確に行われているか、十分に確認する必要がある。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

消防設備点検にて確認された不備について、その都度、点検業者に修繕方法等の聞き取りを行っていますが、今後は不備事項の確認をする際、全ての報告事項について、点検業者と報告書の読み合わせを行い、報告内容の正誤を確認するよう改めてまいります。

③ 市に提出する委託業務精算書を正確に作成すべきもの

上下水道関連事業部において、市から受託した業務においては、履行完了後に市に業務精算書及び業務精算諸経費明細表を提出している。

業務精算書によると、各業務（浄水処理監視業務を除く）の精算額の内訳は、【表10】のとおりとなっている。

【表10】 上下水道関連事業部における委託料精算額

（単位：円）

	水道事業啓発	量水器 在庫管理	配水管布設工事 現場監理	上水道 マッピング	下水道 マッピング
人件費	1,406,025	1,559,811	23,729,286	8,199,309	4,207,029
諸経費	2,497,955	285,561	3,800,679	983,479	554,277
消費税	—	—	2,752,996	918,278	—
合計	3,903,980	1,845,372	30,282,961	10,101,066	4,761,306

なお、業務精算書における消費税の記載方法について、内税とするか外税とするかについては、市の関係部署によって異なっているとのことであるが、【表10】の合計はいずれも税込の金額である。

そして、業務精算諸経費明細表は、【表10】の諸経費の内訳を示すものであり、例えば、水道事業啓発業務においては、【表11】のように費目の内訳が示されている。

【表11】 水道事業啓発業務における諸経費の内訳

（業務積算諸経費明細書より抜粋）

（単位：円）

名称	精算額	摘要
通信運搬費	46,733	貯水槽水道啓発資料郵送料等
消耗品費	221,842	横断幕作成費等
印刷製本費	9,096	コピー印刷代
賃借料	66,975	事務所借上料等
租税公課	292,515	納付法人税等
支払負担金	17,720	事務所負担金等
委託費	1,840,260	広報紙作成費等
雑費	2,814	振込手数料
計	2,497,955	

【表11】のうち、租税公課の摘要欄には、「納付法人税等」と記載されていたが、その内容を確認したところ、正しくは、消費税納付額のうち、上下水道関連事業部において負担すべき額であり、法人税は含まれていないとのことであった。また、他の受託業務についても同様の状況となっていた。

なお、消費税を外税で記載している配水管布設工事現場監理及び上水道マッピングにおいても、税込の合計金額から割り返した消費税額を記載しており、委託料精算額に消費税額が二重に加算されることにはならない。

市からの受託業務の履行完了時に提出する書類については、費目の内訳を含め、正確に記載する必要がある。

【指摘事項に対する管理公社の措置内容】

受託業務の履行完了時に提出する書類の作成については、元帳・予算整理簿等との照合を徹底するとともに複数人で確認を行うなど記載誤りのないように努めてまいります。